

前橋市地域クラブ 箱田 JBC 活動規約

1. 目的

当クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、スポーツを通じて社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、スポーツの持つ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

2. 名称

当クラブは、前橋市地域クラブ「箱田 JBC（はこだ じえい・びー・しー）」と称する。

※“JBC”は Junior Badminton Club（ジュニア・バドミントン・クラブ）の略称

3. クラブ員

当クラブは、バドミントン競技を希望する、市内を中心とした県内中学校 1 年生から 3 年生までの生徒、及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。ただし、当クラブが特別に認めた場合は、中学生以外の生徒も入会可能とする。

- 当クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名、及びその署名による同意書、並びに誓約書の提出をもって行う。
- 当クラブからの退会は、速やかに本人及び保護者の連名により退会届を提出する。

4. 役員

当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。なお、役員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

- 代表者（1 名） …… クラブを代表する責任者であり、活動に必要な連絡や調整を行う
- 指導者（コーチ） …… 技術指導をはじめ、練習計画の作成など、活動の全体指導を行う
- 会計 …… クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払い等の会計業務を行う
- 監事 …… クラブの活動が適正に行われているかどうかを監査する

5. 総会

総会はクラブ員全員の参加を原則とし、毎年 4 月に行う。総会では以下の内容について承認、決定する。

- 代表者、指導者等の役員の選任、及び承認
- 前年度活動報告、及び会計報告
- 今年度活動計画、及び予算案
- その他、審議事項

6. 活動場所

当クラブの活動拠点は、「前橋市立箱田中学校 体育館」及び「その他市内学校体育館」とする。ただし、公営施設や民間施設を一時的な活動場所として使用することもある。その際は、事前にその旨をクラブ員に周知する。

7. 活動日時

当クラブの活動は、土曜日、日曜日とし、午前または午後の活動時間は以下とする。ただし、警報発令時は原則として活動を行わない。

※下記時間帯の2部制

【午前】 8：00 ～ 10：00（2時間）、10：00 ～ 12：00（2時間）

【午後】 12：00 ～ 14：00（2時間）、14：00 ～ 16：00（2時間）

8. 会費

当クラブの会費は、生徒員一人につき「500円/回」とし、活動参加時に毎回徴収する。ただし、物価高騰によりシャトルを中心とした備品の価格上昇が活動に支障をきたす場合は会費を見直す。その際は、事前にその旨をクラブ員に周知する。

また、活動場所として一時的に有料の公営施設や民間施設等を活用した場合、及び大会の遠征費や備品等の購入について必要な時は、別途徴収する。

9. 傷害保険

当クラブで活動を行う生徒は、各個人で「スポーツ安全保険」に加入する。保険料は生徒の保護者が負担すること。ただし、生徒の保険加入手続きを当クラブの役員が行うことがある。

10. 情報共有

当クラブの活動を行うにあたり、活動日やその他必要な情報を共有するためのクラウドサービスを活用する。当ク

クラブに入会中は、当クラブが指定するサービスに登録し、主に以下の対応を行う必要がある。ただし、かかる費用については会費をもってそれに充てる。

- 活動日の確認
- 連絡事項の確認、応答
- 活動への参加可否の登録

11. 研修

クラブの代表者、指導者は、前橋市や群馬県教育委員会が主催する指導者研修、日本バドミントン協会が主催する指導者研修を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識や理解を深める。

12. その他

本規約に記載されていない内容については、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

【附則】

- ✓ 本規約は、2025年6月9日より施行する。改定箇所は以下の通りである。
 - 活動拠点として「その他市内学校体育館」を追加した。
 - 会費を月額から都度徴収に見直し、物価上昇による会費改定の可能性について言及した。
- ✓ 本規約は、2025年1月1日より施行する。